

宮古島市

居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター) 集団指導



こども家庭局 子育て支援課 こども政策係

本日の流れ

- 1章 認可外保育施設の制度について
- 2章 幼児教育・保育の無償化について
- 3章 認可外保育施設指導監督基準について
- 4章 事故防止について
- 5章 その他



1章 認可外保育施設の制度について



1章 認可外保育施設の制度について

届出の義務

認可外保育施設の設置者は、事業の開始の日又は変更、休止・廃止の日から1ヶ月以内に都道府県知事（権限移譲された宮古島市）へ届出が必要となります。

届出の種類（設置届、変更届、休止・廃止届）

- (1) 届出先：宮古島市子育て支援課
- (2) 届出期限：届が必要となる事由が発生してから1ヶ月以内

規定による届出をせず、または、虚偽の届出をしたものは、**50万以下の過料に処する。**（児童福祉法第62条の4）



【設置届】（児童福祉法第59条の2第1項）

- ◆事業の開始の日から **1 ヶ月以内** に、宮古島市子育て支援課へ届け出なければならない。

【休止・廃止届】（児童福祉法第59条の2第2項）

- ◆休止または廃止した場合は、 **1 ヶ月以内** に宮古島市子育て支援課へ届出なければならない。
- ◆事業を再開した際は、改めて設置届出書を提出。

添付資料

- (1) 施設の案内のリーフレット等（利用者向けに配布等を行っているもの）
- (2) 保険会社との契約書類の写し
- (3) 保育従事者のうち有資格者の資格が確認できる書類
- (4) 研修の終了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- (5) 保育室の面積が確認できる書類（施設を設置している場合）



1章 認可外保育施設の制度について

【変更届】

- ◆設置届出後、下記の内容に変更等があった場合は、「認可外保育施設事業内容等変更届出」を1ヶ月以内に宮古島市子育て支援課へ提出すること。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 設置者の氏名及び住所または名称及び所在地
- (3) 建物その他の設備の規模及び構造
- (4) 事業を開始した年月日
- (5) 施設の管理者の氏名及び住所
- (6) その他（必要と認められるもの）等



1章 認可外保育施設の制度について

報告の義務

認可外保育施設設置者は、宮古島市に定期的に施設の運営状況を報告するとともに、施設内で事故が生じた場合には、随時報告を行う事が義務づけられている。

報告の種類・報告先（定期報告、臨時報告）

- (1) 報告が必要となる施設：全ての認可外保育施設（ベビーシッター含む）
- (2) 報告先：宮古島市子育て支援課



1章 認可外保育施設の制度について

【定期報告（運営状況報告）】（児童福祉法第59条第1項、第59条の2の5）

毎年10月1日時点の運営状況を報告

【臨時報告（特別報告）】

(1)事故報告

常識的に軽度と判断される事故（骨折を伴わない軽微な打撲、縫合処置を必要としない切創等）を除いて報告が必要。

原則、事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）に報告すること。

(2)長期滞在児童報告

24時間かつ5日程度以上滞在している児童がいる場合は、速やかに報告する。



1章 認可外保育施設の制度について

立入調査・集団指導について

【立入調査】

- ・ 児童福祉法第59条に基づく、指導監督の一環
- ・ 認可外保育施設については、**年1回以上**の実施が原則
- ・ 認可外保育施設指導監督基準およびその他法令等を遵守した保育を行っているかについての確認

【集団指導】

居宅訪問型保育事者（ベビーシッター）については、立入調査に代えて、**集団指導（講習等）での対応も可能**とされている。



立入調査、又は集団指導の結果、認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設には、「**認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書**」が交付されます。



1章 認可外保育施設の制度について

証明書交付の流れ

- ・ 講習受講（本動画が集団指導に該当）
↓
- ・ 書面検査（書類による基準への適合状況の確認）
↓
- ・ 集団指導の結果、指導監督基準への適合等が確認された場合は、
「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付



2章 幼児教育・保育の無償化について



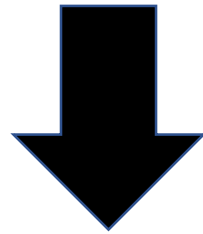
2章 幼児教育・保育の無償化について

1 幼児教育・保育の無償化とは？

令和元年10月からスタート

幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等を利用する3歳児から5歳児クラスのすべての子どもたち、市民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料。

令和6年9月末までは経過措置により、「認可外保育施設指導監査基準を満たす旨の証明書」が交付されていない施設も対象。



令和6年10月以降から

令和6年10月以降は、無償化の経過措置の終了に伴い、『認可外保育施設指導監査基準を満たす旨の証明書』が交付されていない場合は、無償化の対象外となりますのでご注意ください。



2章 幼児教育・保育の無償化について

2 幼児教育・保育の無償化の対象となるための要件及び手続

【事業者】

- ◆認可外保育施設設置届出を提出していること
→提出先：子育て支援課 こども政策係
- ◆特定・子ども子育て支援施設等確認申請書を市へ提出し、確認を受けていること
→提出先：こども未来課 保育こども園係
- ◆認可外保育施設指導監査基準を満たす旨の証明書の交付を受けていること

【保護者】

- ◆子育てのための施設等利用給付認定申請書（無償化申請）を提出し、施設等利用給付認定通知書を受けていること。
→提出先：こども未来課 保育こども園係
- ◆認可保育所や幼稚園等併用していないこと（通っていないこと）。



3 章 認可外保育施設指導監督基準について



【指導監督基準の内容】

- | | |
|-------|-------------------|
| 指導基準1 | 保育に従事する者の数及び資格 |
| 指導基準2 | 保育室の構造、設備及び面積 |
| 指導基準3 | 非常災害に対する措置 |
| 指導基準4 | 保育室を2階以上に設ける場合の条件 |
| 指導基準5 | 保育内容 |
| 指導基準6 | 給食 |
| 指導基準7 | 健康管理・安全確保 |
| 指導基準8 | 利用者への情報提供 |
| 指導基準9 | 備える帳簿 |



指導基準 1 保育に従事する者の数及び資格

1 保育に従事する者の数

- ◆原則、保育に従事する者1人に対し乳幼児1人であること。
- ◆例外として、当該乳幼児が、兄弟姉妹と一緒に利用しているなどの場合で、保護者の同意がある場合は、これを適用しないことができる。

※保護者の同意については、契約書への記載や依頼メール等による確認ができる記録を保存すること。

2 持すべき資格

- ◆保育に従事する全ての者が、保育士、看護師もしくは、都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を終了した者であること。
- 例）・子育て支援員研修（地域型基礎研修）
- ・全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修等
 - ・沖縄県認可外の居宅訪問型保育研修（基礎研修）



指導基準 2 保育室等の構造、設備及び面積

- ◆事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。
- ◆保育の実施に必要な備品等（玩具、救急用品等）を備えるよう保護者に協力を求めること。

指導基準 3 非常災害に対する措置

指導基準 4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

- ◆防災上の必要な措置を講じていること。
- ◆訪問先の避難経路や消火用具等の場所について、事前に確認しておくこと。
- ◆避難の仕方や、乳幼児を連れての避難に必要な物についても、あらかじめ確認・準備をしておくこと。



指導基準 5 保育内容

1 保育所保育指針を参考に適切な保育を実施すること。

- ◆乳幼児1人1人の心身の発育や発達状況を把握する。
- ◆乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように十分な配慮をする。
- ◆乳幼児の生活リズムに沿った保育を実施する。
- ◆乳幼児に対して漠然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育をしてはいけない。

2 保育に従事する者の人間性と専門性を図ること。

- ◆保育所保育指針を理解する機会などを設ける。

※年に1度は、質の高い保育を提供するために研修の受講に努めること。



指導基準 5 保育内容

3 乳幼児の人権に対し十分な配慮をすること。

◆乳幼児に身体的及び精神的苦痛等を与えたり、人格をとがめたりしてはいけない。

4 児童相談所等の専門的機関との連携を図ること。

◆虐待等不適切な養育が疑われる場合 ▶▶▶ 専門機関に相談を！！

5 保護者との密接な連絡及び緊急時の連絡体制を図ること。

◆連絡帳やその他の方法により、保護者と密接な連絡が必要。

（保護者からは家庭での様子、保育に従事する者からは保育中の様子）

◆緊急時に保護者やかかりつけ医等に早急に連絡ができるよう、緊急連絡先を把握すること。



指導基準 6 給食

1 食器等の適切な衛生管理をすること。

- ◆食器類やふきん、哺乳瓶等を使用する場合は、衛生面等必要な注意を払い、配膳にも注意をはらうこと。

2 食事内容等の状況

- ◆乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等）に配慮した対応を実施すること。
- ◆乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせること。
- ◆離乳食摂取後の乳児について、食事後の状況に注意が払うこと。



指導基準 7 健康管理・安全確保

1 乳幼児1人1人の健康状態を観察すること。

◆預かりの際は保護者から健康状態の報告を受け、引き渡しの際は健康状態を報告すること。

2 職員の健康診断や実情に応じた検便の実施すること。

◆採用時及び1年に1回は健康診断を実施すること。また、食事の提供をする場合は月に1回検便検査を実施すること。

3 感染予防のための対策を行うこと。

◆手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策を行うこと。

4 乳幼児突然死症候群への注意をはらってください。

◆睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態、仰向け寝の徹底など。

◆睡眠チェックは、**0歳児は5分おき**、**1~2歳は10分おき**に、その様子を記録する。

◆チェック項目（児童の寝付きや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の助教、体温）

乳幼児に触れて 確認すること。



指導基準 7 健康管理・安全確保

5 安全確保

- ◆施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育を実施すること。
- ◆職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施すること。
- ◆保育を始める前に、遊具や室内等の安全確認を行うこと。
- ◆施設外での活動・取組等のため、自動車を運転するときは、乗車及び降車の際に点呼を行い、児童の所在を確実に確認すること。
- ◆事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。
- ◆賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。
- ◆事故発生時には速やかに当該事実を宮古島市に報告すること。



指導基準 8 利用者への情報提供

1 施設及びサービスに関する内容の提示

以下の事項について、利用者の見やすいところに掲示すること

- ① 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 事業開始した年月日
- ④ 保育提供時間
- ⑤ サービス内容及び利用料。変更があった場合は、その理由及び内容
- ⑥ 利用定員
- ⑦ 設置者の資格の保有状況
- ⑧ 設置者及び職員の研修の受講状況
- ⑨ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ⑩ 提携している医療機関があれば、医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ⑪ 緊急時における対応方法
- ⑫ 非常災害対策
- ⑬ 虐待防止のための措置に関する事項
- ⑭ 設置者が過去に事業停止命令または施設閉鎖命令を受けたか否かかの別



指導基準 8 利用者への情報提供

2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付

以下の事項について、利用者と書面等による交付をすること。

- ①設置者名及び住所
- ②当該サービスの提供に利用者が支払うべき額に関する事項
- ③事業所の名称及び所在地
- ④事業所の管理者名及び住所
- ⑤当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ⑥保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ⑦（提携している場合は）提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ⑧利用者から苦情を受け付ける連絡先



指導基準 8 利用者への情報提供

3 サービス利用予定者から申込があった場合の契約内容等の説明

- ◆利用者予定者から申込があった場合には、当該事業で提供されるサービスを利用するための契約内容等について説明を行うこと。
- ◆利用金額や保育サービスの内容等をあらかじめ利用予定者に説明し、理解（同意）を得た上でサービスの提供（契約）を行うこと。



指導基準 9 備える帳簿等

1 利用乳幼児に関する書類

- | |
|--|
| ① 乳幼児の氏名、年月日及び健康状態 |
| ② 乳幼児の健康状態 * 既往歴 * アレルギー有無 * 服薬状況 * かかりつけ医 |
| ③ 保護者の氏名、緊急連絡先 |
| ④ 乳幼児の利用記録 * 利用直前・利用中・引き渡し時の体調 * 保育内容 * 特記事項 |
| ⑤ 契約内容等が確認できる書類（契約控え等） |

2 職員(事業者)に関する書類

- | |
|--|
| ① 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、履歴、採用年月日等 |
| ② 各職員の勤務の時間ごとの割り振りが確認できる書類及び勤務実績が確認できる書類 |
| ③ 労働基準法その他の法令に基づき、施設ごとに備え付けが義務付けられている帳簿（労働者名簿、賃金台帳等） |



4章 事故防止について



4章 事故防止について

【食事】誤嚥による窒息防止・アレルギー事故防止

1 食材については次のことに気を付けましょう。

- ◆子どもの年齢・月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性がある。
- ◆丸い物、固い物、粘着性が高い性質の食べ物は避ける。
- ◆リンゴは基本的に使用を避け、離乳食完了期までは加熱して与える。
- ◆お子さんのアレルギーについて保護者の方と確認をとる

2 食事の与え方・介助の仕方に配慮しましょう。

- ◆子どもの口に合った量で与え、汁物などの水分を適切に与える。
- ◆子どもの意思に沿うタイミングで与える。(無理に食べさせない)
- ◆食事中に驚かせないようにする。



4章 事故防止について

【食事】

3 子どもの様子を共有・観察しましょう。

- ◆保育従事する前に保護者と子どもの食事に関する情報を共有する。
(食事に関する行動の発達状況、当日の健康状態など)
- ◆食べ物を飲み込んだことを確認する。
- ◆食事中に眠くなっていないか、姿勢良く座っているかを注意する。

食べ物を口にいったままで走ったり、寝転んだり、笑ったり、泣いたり、驚いたり、声を出したあと、一気に息を吸い込むと、口の中の食べ物が気管支に吸い込まれて、窒息誤嚥のリスクがあります。注意しましょう！！



4章 事故防止について

【食事】

●食事中の事故防止策の例(誤嚥による窒息防止)

- ◆りんごや梨等の果物は離乳食完了期までは加熱する等調理方法を工夫する。
- ◆プチトマトは四分割にカットする。
- ◆乳幼児の食事に関する情報（発達状況等）を把握する。
- ◆食事の前に、当日の乳幼児の健康状態等を確認する。
- ◆ゆっくり落ち着いて食べることができるよう、乳幼児の意思にあったタイミングで食事を与える。
- ◆口の中に食べ物が残っていないか注意する。
- ◆乳幼児の口に合った量で与える。（1回で多くの量を与えない）
- ◆汁物等の水分を適切に与える。
- ◆食事中に眠くなっていないか注意する。



4章 事故防止について

【睡眠】 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

1 乳児の睡眠中は次の事に気を付けましょう。

- ◆子どもを1人にしない。
- ◆仰向けに寝かせる。
- ◆柔らかい敷き布団、重い掛け布団、ぬいぐるみ等を使用しない。
- ◆ヒモまたはヒモ状のものを置かない。

2 乳児の様子を確認しましょう。

- ◆口の中に異物や、ミルクや食べ物等の嘔吐物がないか確認する。
- ◆定期的に子どもの身体に触れて呼吸・体位、睡眠状態を点検する。
(職場のマニュアルやチェック表などに合わせる)
- ◆預け始めの時期は特に注意深く見守る。



5章 その他



今後の流れ

【事業者】 集団指導受講後



【事業者】 書面検査の書類と添付資料を市へ提出



**【市役所】 集団指導受講確認と書類確認
指摘事項がなければ証明書を交付**

**※指摘事項がある場合は、改善結果報告書を提出し
改善結果報告書を確認後、証明書を交付する。**



集団指導と書面検査日程

【集団指導】

受講期間：11月21日(金)～12月7日(日)

【書面による検査】

書類提出期限：12月7日(日)まで

※添付書類とともに書類漏れがないように提出。

期限厳守!!



ご清聴ありがとうございました。

